



令和5年3月24日提供

教職員等の懲戒処分について

教職員及び職員の不祥事案について、当該教職員及び職員に対し、以下のとおり処分を行いました。 市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員及び職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概 要	処分根拠
(1)	減給 10分の1 1月	市立学校 教諭 (51 歳)	令和元年度、不登校状態にあった 担任生徒に対して、学校が指示してい た週1回の対面での状況確認を怠って いた。 また、同生徒への対応状況につい て、校長及び市教委が聴取した際、虚 偽の報告をした。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
(2)	減給 10分の1 1月	美原区役所 再任用職員 (63 歳)	上記事案(1)に対する管理監督 責任及び教頭、校長として、いじめ・不 登校対応について組織的な対応と具 体的な指示を出せていなかった。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当

[※]事案(2)の被処分者は、処分日付けで依願退職した。

2 処分日

令和5年3月24日

(事案(1)の処分及び事案(1)及び事案(2)の事案内容について) 担 当 課:教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話:072-228-7438 ファックス:072-228-7890 (事案(2)の処分について) 担 当 課:総務局人事部人事課 電 話:072-228-7907 ファックス:072-228-8823